

「太陽光発電設備からの電力買取契約」重要事項説明書

下記の事項を必ずお読みいただき、お申込みください。

1. お申し込みの前提について

- 太陽光発電設備からの電力買取契約（以下「買取契約」といいます。）は、固定価格買取制度の買取期間が終了となったお客様の太陽光発電設備の発電余剰電力を当社が買取するものです。
- お客様が買取契約の締結を希望される場合は、あらかじめ太陽光発電設備からの電力買取契約約款（以下「買取約款」といいます。）、この重要事項説明書、一般送配電事業者が定める託送約款等に定める発電者に関する事項を承認のうえ、当社所定の様式にてお申し込みをして頂きます。
- 当社はおお客様が次に定める全ての要件を満たしているかと判断した場合にお申し込みを承諾します。
 - お客様が発電場所において太陽光発電設備を設置していること
 - 発電量が一般送配電事業者の電力量計で計測できること
 - 一般送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続になっており、かつ一般送配電事業者の定める託送供給約款における発電者に係る事項を遵守しており、遵守することに同意していること
- 上記の要件に関わらず、当社は買取契約のお申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

2. 買取開始日について

- 買取開始日は、原則としてお客様がお申し込みをした後に到来する最初の検針日以降とします。ただし、引越し等の理由で新たに買取を開始する場合には、原則としてお客様の希望する日とします。

3. 契約期間について

- 契約期間は、原則として買取開始日から、買取開始日から起算して1年目の日までとします。
- 契約期間満了日の1ヶ月前までにお客様または当社から買取契約終了の申出がない場合、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

4. 買取料金について

- 買取料金は、買取料金単価に買電量乗じた金額とします。
- 買取料金の算定期間は、1ヶ月とし、原則として前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間とします。ただし、買取契約を開始し、または買取契約が消滅した場合の買取料金の算定期間は、買取開始日から直後の検針日もしくは計量日の前日までの期間、または直前の検針日もしくは計量日から消滅日の前日までの期間とします。
- 買取料金単価（供給力価値（kw 価値）及び非化石価値等対価並びに消費税等相当額を含む）は、以下の通りとします。
 - 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社及び関西電力送配電株式会社の供給区域内
…11.5 円/kWh
 - 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域内
…14.5 円/kWh
 - 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内
…12.5 円/kWh
 - 北陸電力送配電株式会社の供給区域内
…10.5 円/kWh
 - 中国電力ネットワーク株式会社及び四国電力送配電株式会社の供給区域内
…11 円/kWh
 - 九州電力送配電株式会社の供給区域内
…8 円/kWh
- 当社は、買取料金単価を、需給状況等に依りて原則として毎年4月1日及び10月1日に見直します。また当社は法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には買取料金単価を変更する場合があります。
- 買取料金単価を見直しまたは変更する場合には、変更後の料金単価の適用開始日の1ヶ月前までに、当社が適切と判断した方法によりお知らせします。
- 買電量は、原則として一般送配電事業者の設置する電力量計により計量することとし、当社が一般送配電事業者より入手するものとします。

5. 買取料金のお支払い方法について

- 当社は、原則として買取料金の6ヶ月分を、4月および10月の末日までにお客様の指定する金融機関へ口座振込の方法でお支払いします。
- 買取開始年で、3月または9月までの期間が6ヶ月に満たない場合には、買取開始から3月または9月までの期間分をお支払いします。
- 買取契約を解除または解約した年で4月または10月からの期間が6ヶ月に満たない場合には、4月または10月から買取終了までの期間分をお支払いします。
- 当社がおお客様に対して負担する買取料金債務につき、株式会社エネクスライフサービス（以下「引受人」といいます。）が重畳的に債務を引き受ける場合があります。その場合には引受人は当社と連帯して債務を履行し、引受人名義でおお客様に買取料金をお支払いいたします。
- 当社または引受人はおお客様に対して有する債権と買取料金債務の全部または一部を対当額にて相殺する場合があります。

6. 買取契約のご解約について

- お客様は、当社に買取契約を解約する旨を当社指定の様式により解約希望日と共に通知することで、買取契約を解約することができます。
- お客様が当社に解約通知をせずに他の発電余剰電力の買取を実施する事業者に買取契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客様の解約通知とみなすものとします。
- 買取契約は原則として、お客様が当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた解約期日に終了します。
- お客様が以下のいずれかに該当する場合には、当社は買取契約を解除することがあります。
 - お客様が買取契約について違反し、または当社に虚偽の申請を行った場合
 - お客様が差押、競売、破産、民事再生、その他法務的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき
 - その他、お客様が当社が不適切と判断する行為を行った場合

7. 立ち入りによる業務の実施について

- 一般送配電事業者が、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得て太陽光発電設備の設置場所に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾して頂きます。
 - 不正な電力受給の防止等に必要、お客様の太陽光発電設備またはその他電気工作物の確認または検査
 - その他買取契約の成立、変更または終了等に必要業務

8. 買取約款の変更について

- 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、買取約款を変更することがあります。なお、買取約款を変更する際には、当社はあらかじめ変更後の買取約款の内容およびその効力発生日を当社ホームページ上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法により周知することとし、周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、電力買取に関する条件等は、変更後の買取約款によるものとします。

9. 個人情報の取り扱いについて

- お客様の個人情報については、当社が定める「電力買取に関する個人情報の保護に関する指針」の定めにより、取り扱い致します。

10. その他

- 発電余剰電力の買取へのお申込みに際し、一般送配電事業者その他の第三者への費用の支払いが発生する場合、お客様にご負担頂きます。
- 太陽光発電設備からの電力の買取状況および一般送配電事業者の電気の需給状況等により、発電抑制が発生した場合におけるお客様の設備等を変更する必要が生じた場合の費用につきましては、お客様にご負担頂きます。

11. お問い合わせ

- 伊藤忠エネクス株式会社 太陽光買取カスタマーセンター
03-4233-8049